

令和元年第8回農業委員会総会議事録

○日 時：令和元年8月9日（金）午前9時30分～午前10時30分

開催場所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：井川 輝征	2番：尾上 春樹	3番：宮本 和市
4番：藤井 雅史	5番：谷口 孝一	6番：塚本 壽
7番：草野 義雄	8番：田口 昭広	9番：寺本 眞理子
10番：阪口 修一	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：道園 浩二
10番：小崎 良一	11番：木川 保	12番：一川 清
13番：野田 和夫	14番：淵上 米作	15番：山田 和治

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司	事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第17号	農地形状変更届出書について
日程第2	議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第34号	農用地利用集積計画の審議について
日程第5	議案第35号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。毎日猛暑が続いておりますが、皆様も農作業等で熱中症にならないよう、気を付けていただきたいと思います。また、台風８号が熊本県を縦断しまして、大変心配しておりましたが、結果的に恵みの雨となり良かったかなと思います。現在、９号、１０号も発生し心配です。異常気象に伴い、いつ、食糧等の供給がストップするか大変危惧しております。私たち農産物生産者としても今後、皆様と対応について考えていきたいと思います。 それでは只今より、令和元年第８回芦北町農業委員会総会を開会いたします。お手元の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は１番「井川輝征」委員、２番「尾上春樹」委員に指名します。 議事に入る前に報告があります。 総会議案書３ページの議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請書審議」所有権移転の部３番について、「許可申請の取り下げ願い」が申請者から提出されましたので、議案から取り下げを報告します。 それでは議事に入ります。 報告第１７号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
福田局長	おはようございます。 本日ご提案しております、報告案件並びに議案につきましては、担当係長から説明いたしますので、ご審議よろしくをお願いします。
川田係長	それでは、説明いたします。 議案書の１ページをお願いします。 報告第１７号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。 造成の理由ですが、申請者はサトウキビを作付けする計画であるが、耕作条件が悪いため、約１ｍ程度客土するということです。 ピンク色総会資料の１ページをお願いします。申請地の位置図を載せております。 申請地は平生地区の農地で、芦北町役場の南西側約４５０ｍの場所で３筆になります。 現地確認では、耕作放棄地でしたが、耕作放棄地の解消及び客土を行い、サト

	ウキビを作付けするということです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 4 番の藤井委員にお願いします。
藤井委員	事務局から説明のあったとおりで耕作放棄地ですが、ここを客土してということで喜ばしいと思います。よろしくお願いします。
片山会長	引き続き、担当地区の道園推進委員からお願いします。
道園推進委員	只今、藤井委員から話のあったとおりでございます。放棄地で草が生えておりましたけれども、当本人が大変やる気でいらっしゃいますので、どうぞよろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 17 号について、質疑ありませんか。 … 6 番、塚本委員。
塚本委員	放棄地で解消するということは非常に良いことですけれども、この資料を見る限りでは、どういう条件かわかりませんが、周辺農地は遊水池が少なくなるということはありませんか。了解がとれているなら良いと思いますけれども。
片山会長	現地の状況を事務局よりお願いします。
川田係長	この場所は、客土しても状況はおそらく変わらないと思います。隣接農地の方にも同意を得られています。以上です。
塚本委員	わかりました。
片山会長	他にございませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 17 号についてはこれで終わります。 次に議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 2 ページをお願いします。 議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名について

は記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、高齢により耕作管理が困難なため売り渡す。

譲受人事由ですが、規模拡大のため買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地ですが、上の方に申請地①とありますけれども、女島西浄化センターの東側で、下の方に申請地②③④とありますが、小崎地区基盤整備済農地の南側の３か所で合計１０筆になります。

現地確認ですが、申請地①は昨年、耕作放棄地解消事業を活用し、農地に復元した農地でデコポンを作付けしてあり、適正に管理されていました。申請地②については一部果樹を作付けしてあり、③については山林化していました。④についてはデコポンを作付けしてあり、適正に管理されていました。

買い受け後は、申請地①②④については、今まで通り果樹を作付けし、適正に管理するということでした。申請地③については、開墾し果樹の作付けする計画をしているということです。

黄色調査書の１ページをお願いします。

契約の種類は売買。申請理由ですが、高齢により耕作管理が困難になったので、親戚である譲受人へ売り渡すということです。譲受人は、規模拡大のため買い受けるということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

２番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、未登記整理のため。

譲受人事由も未登記整理のため。となっています。

ピンク色総会資料の３ページをお願いします。

申請地の位置図ですが、内野小学校の南東側約３５０ｍの位置で、譲受人自宅の隣接地になります。

現地確認ですが、草刈りなど適正に管理されており、譲受人が今までも管理しているということでした。

黄色調査書の２ページをお願いします。

	契約の種類は売買、申請理由は、高齢により耕作管理が困難になったので、以前から譲受人へ譲渡していたが、未登記であったため、今回の申請になりました。 譲受人は、自宅の隣接地であり、便利のため買い受けたということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を 4 番の藤井委員にお願いします。
藤井委員	事務局から説明のあったとおりで、譲受人の方はデコポンを全面的に面積の拡大を図るということです。また、譲渡人が高齢になったため、夫婦であるのが大変ということでしたので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の小崎推進委員から何かございましたら、お願いします。
小崎推進委員	只今、藤井委員が言われたとおりですが、譲受人の方はデコポンを作って販売するのが面白いということで、一生懸命頑張っておられます。どうか、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2 番の案件を 1 番の井川委員にお願いします。
井川委員	報告します。 この件は、十数年前に大体なされていたわけですがけれども、3 筆のうち、1 筆が未登記であったために、改めて登記されたということで、先程、事務局から説明のあったとおりでございます。どうぞよろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の坂口恵美子推進委員から何かございましたら、お願いします。
坂口推進委員	井川委員の説明されたとおりだと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 32 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 3 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は個人住宅です。 ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北町役場田浦支所の南側約 1 6 0 m の位置になります。 現地確認ですが、申請地は埋め立てをしてあり、雑種地化していました。議案書には現況を「田」と書いてありますけれども、許可申請書に記載されていたものをそのまま記入しております。 ピンク色総会資料の 6 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 事業計画は記載のとおりですが、排水は合併浄化槽により処理を行い、東側の水路に排水する計画です。この水路は今までも既存の個人住宅の排水路になっておりますので、問題ないと考えております。 ピンク色総会資料の 7 ページをお願いします。 農地区分図になりますが、申請地は、芦北町役場田浦支所から約 1 6 0 m の場所に位置しており、役場支所から 3 0 0 m 以内に位置しているため、第 3 種農地に該当します。 黄色調査書の 4 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、先ほど説明したとおり第 3 種農地です。第 3 種農地は原則転用可能な農地に分類されます。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は現在、町営住宅に住んでおり、家族が増え、住宅が手狭になるため、個人住宅を新築するものです。 代替の可能性については、申請地が第 3 種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ないということです。

	●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件に支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を 9 番の寺本委員にお願いします。
寺本委員	現地確認の日は都合で行けませんでした、自宅の近くですので別日に確認しておりました。事務局の説明のとおりだと思います。
片山会長	担当地区の牧推進委員からお願いします。
牧推進委員	当日は欠席しましたが、後日、現地調査を行いました。事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 3 3 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 4 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 3 4 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 所有権移転の部、1 番、所有権移転関係者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は果樹（デコポン）です。売買価格は備考欄のとおりです。 これは、農地中間管理機構を経由した売買で、農地中間管理事業の特例事業です。今年（2019年）の3月総会で、中間管理機構の農地取得を議決しております。

	賃貸借権設定の部、1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はサトウキビで、設定期間は新規設定の10 年間で す。賃借料等は備考欄のとおりです。 この案件ですが、本日最初の報告にありました件で、利用権設定をした後に、 本日の報告の件へと関連するものになります。 議案書の6 ページをお願いします。 2 番・3 番ですけれども、農地利用集積円滑化事業でJA を通した権利の設定 になりますので、まとめて説明します。2 番の賃貸人が、JA を通して3 番の賃 借人へ権利を設定するものです。 利用権設定及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目 は水稻で設定期間は新規設定の2 年と4 か月です。賃借料等は備考欄のとおりで す。 4 番・5 番は、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。 利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 全て転貸で、設定期間も全て新規設定の10 年間で。賃借料等は備考欄のと おりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第34 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 賃貸借権設定の部1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。

	3 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 5 号「農地法第 2 条第 1 項による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 3 5 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 申請地は、議案書 7 ページの 1 番から議案書 9 ページの 1 3 番までとなりますが、一つの農地の集団に位置していますので、まとめて説明します。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、1 番から 1 3 番まで全て森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、1 番から 1 3 番まで全てにおいて、非農地と判断できると思われます。 詳細については、別紙資料 1「非農地判断 現地確認資料」により説明します。まず、1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大野温泉センターの南東側約 6 5 0 m の位置で、赤く塗っている箇所になります。 2 ページをお願いします。航空写真図を載せておりますけれども、斜線の部分が申請地になります。 3 ページをお願いします。申請地全体の遠景を載せております。黄色で囲っている部分が、先程の航空写真で見ていただいた斜線部分になります。 4 ページをお願いします。上の写真が橋の東側の農地で、下の写真が橋の西側の農地で、山林化しておりました。

	５・６ページに現地確認の結果をまとめております。 現地確認の調査結果ですが、申請地は全て雑木などが生い茂り、山林化していました。 よって、申請地全部において、雑木などが生い茂り、森林の様相を呈しており、農地に復元が困難であることから、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番から１３番までの案件をまとめて、３番の宮本委員にお願いします。
宮本委員	先日、事務局と木川推進委員で現地調査に行きました。数が多く、時間がかかりましたが、ほとんど事務局の説明どおり山林化しておりまして、非農地と判断いたしますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の木川推進委員からお願いします。
木川推進委員	事務局と宮本委員の説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第３５号について、質疑ありませんか。 …４番、藤井委員。
藤井委員	２ページの図面で、宮本委員からありましたが、斜線の引いてないところは森林の様相をしていないということですか。
片山会長	事務局より、回答をお願いします。
川田係長	実際、現場を確認したところ、まだ農地として活用できるのかなと思い、宮本委員にも確認し、最近までは水稻を作付けしておられた場所ということで、山林の様相を呈しておりませんでした。 非農地判断の依頼はあがっておりましたので、斜線部分以外の確認もしておりますけれども、非農地判断できるところだけを今回は斜線をしております。
藤井委員	わかりました。
片山会長	他にございませんか。 それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし)

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。
2 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。
3 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。
4 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。
5 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。
6 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。
7 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。
8 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。
9 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9 番については、原案のとおり決定しました。
1 0 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 0 番については、原案のとおり決定しました。
1 1 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 1 番については、原案のとおり決定しました。
1 2 番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 2 番については、原案のとおり決定しました。

13番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは、引き続き、その他の連絡事項に入ります。